

東近江市立小中学校ホームページにおける運用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、東近江市立小中学校（以下「学校」という。）におけるホームページ（以下「学校ホームページ」という。）の適正な運用について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学校ホームページは、学校の概要、特色、教育活動の紹介により、地域外の者に学校を周知することを目的とし、公開するものとする。

(運用体制)

第3条 学校ホームページの運用責任者（以下「運用責任者」という。）は学校の校長とし、当該学校ホームページに掲載された内容についての責任を負うものとする。

(掲載内容等)

第4条 学校ホームページに掲載する内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校案内 学校の概要、学校教育目標、学校経営方針、特色ある教育活動、校内研究、いじめ防止基本方針等
 - (2) 学校情報 所在地、電話番号及びリンク
 - (3) 児童生徒の個人情報がないもの
 - (4) 前各号のほか、運用責任者が特に必要と認めるもの
- 2 学校ホームページの健全な管理及び運用を行うため、運用責任者は、次に掲げるものを掲載してはならない。
- (1) 法令、条例等に違反するもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの
 - (3) 個人、団体等を誹謗中傷し、又は個人、団体等に不利益を与えるもの
 - (4) 犯罪行為に結び付くおそれがあるもの
 - (5) 著作権等の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
 - (6) 児童生徒及び教職員のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
 - (7) 企業活動その他の営利事業の紹介を目的とするもの
 - (8) 政治活動及び宗教活動に関するもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、学校ホームページに掲載する内容として、運用責任者がふさわしくないと判断したもの
- 3 学校ホームページに掲載する内容の掲載期間は、次の各号のとおりとする。
- (1) 第4条第1項第1号及び第2号に該当する内容は、期限を設けず掲載する。

(2) 第4条第1項第3号及び第4号に該当する内容は、その内容が掲載された日を起算日として1年間とする。ただし、校長が特に必要と認めた場合は、掲載期間をさらに1年間延長することができる。

(個人情報保護)

第5条 運用責任者は、東近江市個人情報保護条例(平成30年東近江市条例第1号)に基づき、児童生徒及びその保護者並びに学校関係者(P T A、同窓会、各種団体等を含む。)(以下「児童生徒等」という。)の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 運用責任者は、学校ホームページに児童生徒等の個人情報を掲載してはならない。

3 前項に規定するもののほか、学校ホームページへの掲載に係る児童生徒等の個人情報の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の学校の活動に関係のない児童生徒等の個人情報は、掲載してはならない。

(2) 児童生徒及び保護者の氏名は掲載してはならない。ただし、学校長が必要であると認める場合はこの限りではない。

(3) 児童生徒等の写真、映像は掲載してはならない。ただし、I D・パスワード等で特定のユーザーのみが閲覧できるページに掲載する場合はこの限りではない。この場合において、集合写真、活動風景写真等の遠景撮影又は画像解像度を落とすなどの方法により拡大しても鮮明にならないように配慮するものとする。

(4) P T A、同窓会、各種団体等の活動に関する氏名、写真等は掲載してはならない。

(掲載情報の権利等)

第6条 学校ホームページに掲載した全ての情報の著作権は、当該学校に帰属するものとする。これらの情報を無断で第三者に二次利用させてはならない。

2 児童生徒の意見、主張、作品等著作権が学校に帰属しない著作物を学校ホームページに掲載する場合は、当該著作物の著作権者(著作権者が児童生徒である場合は、当該児童生徒及びその保護者)の承諾を得るものとする。

(第三者のホームページとのリンク)

第7条 学校ホームページへのリンクは、市、小中学校その他公的な機関に限るものとする。学校ホームページからのリンクについても同様とする。

(非常時の対応)

第8条 運用責任者は、公開された学校ホームページに問題が発生した場合は、教

育委員会又は教育情報セキュリティ委員会の指示に従い迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、令和3年8月1日から施行する。